県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和８年１１月２０日（金）　第１０４４９号

■ 目　　次

ページ

告　　示

○土壌汚染対策法による区域の指定の解除（環境保全課）　2
○解除予定保安林（森林保全課）　2
○土地収用法の規定による事業認定（監理課）　2

公　　告

○都市計画道路変更の県原案（都市計画課）　5
○公聴会の開催（同）　6
○開発工事の完了（建築課）　6

■ 告　示

◎群馬県告示第２５８号

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１１条第２項の規定により、令和５年群馬県告示第２６２号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和８年１１月２０日

群馬県知事　山　本　一　太

１　解除する区域　邑楽郡大泉町いずみ一丁目３０８６番１１の一部、３０８６番１６の一部

２　指定に係る特定有害物質の種類　土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第３１条第１項の基準に適合していない特定有害物質の名称　ふっ素及びその化合物

３　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

◎群馬県告示第２５９号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和８年１１月２０日

群馬県知事　山　本　一　太

１　解除予定保安林の所在場所　利根郡みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

３　解除の理由　国立公園事業用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第２６０号

土地収用法（昭和２６年法律第２１９号。以下「法」という。）第２０条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和８年１１月２０日

群馬県知事　山　本　一　太

１　起業者の名称　板倉町

２　事業の種類　板倉町公立保育園及び公立児童館建設事業並びにこれに伴う町道付替工事

３　起業地

(1) 収用の部分　群馬県邑楽郡板倉町大字岩田字北浦地内

(2) 使用の部分　なし

４　法第２６条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　板倉町役場企画財政課

５　事業の認定をした理由

申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、以下のとおり法第２０条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第２０条第１号の要件への適合性

本件事業は、群馬県邑楽郡板倉町内において施行する「板倉町公立保育園及び公立児童館建設事業並びにこれに伴う町道付替工事」である。

本件事業のうち、公立保育園の建設事業は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所の建設事業であり、当該保育園を経営する事業は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第３項に規定する第二種社会福祉事業に該当し、また、公立児童館の建設事業は、児童福祉法第４０条に規定する児童厚生施設の建設事業であり、当該児童厚生施設を経営する事業は、同項に規定する第二種社会福祉事業に該当する。したがって、公立保育園及び公立児童館の建設事業は、いずれも法第３条第２３号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

本件事業のうち、公立保育園及び公立児童館の建設事業の施行により必要を生じた町道付替工事は、法第３条第１号に掲げる「道路法（昭和２７年法律第１８０号）による道路」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第２０条第１号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第２０条第２号の要件への適合性

起業者は、令和6年１０月２８日に開催された第４回板倉町公立保育園・公立児童館建設検討委員会において、本件事業を起業地において施行することを決定し、既に本件事業の施行に必要な予算措置を講じ、本件事業を開始していること、また、市町村は、児童福祉法により、基礎的な地方公共団体として、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、保育の実施その他児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行うこととされていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第２０条第２号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第２０条第３号の要件への適合性

ア　得られる公共の利益

本件事業は、近年の少子化による保育園児の減少と現在の板倉町立板倉保育園（以下「現板倉保育園」という。）及び板倉町立北保育園（以下「現北保育園」という。）並びに板倉町児童館（以下「現児童館」という。）の老朽化等に対応するため、現板倉保育園と現北保育園を１園に統合し、かつ、新たな公立児童館を併設するという構想に基づいて、公立保育園の新園舎及び公立児童館の新館舎を板倉町役場庁舎西側に建設するというものである。

現板倉保育園及び現北保育園は、いずれも昭和４５年に建設され、築５５年が経過し、現児童館は、昭和４８年に建設され、平成１２年に給食室棟を増築したものの、本体施設は築５２年が経過し、これらの施設は、老朽化の進行や耐震性の不足により、安全確保や維持管理が課題となっており、令和３年３月に策定した「板倉町子育て支援施設長寿命化計画」において、長寿命化の推進だけでは少子高齢化による人口減少や施設運営への対応が困難な状況となるため、将来的には施設の集約化等を検討することにより、施設に係る経費の削減に努めていく必要があるとの提言を受けている。

さらに、現板倉保育園及び現北保育園においては、園児数が減少する一方で、多様化する保育時間のニーズに対応しながら、園児の安全を確保した保育を実施することが求められているが、保育士の分散配置による運営の非効率化が生じている。令和７年度には、保育士の不足が深刻な状況となり、新園舎の完成を待たずに、令和８年４月から現北保育園を廃園し、現板倉保育園１園で運営を開始している。

現児童館については、周辺に小学校及び保健センター等の子育て関連施設がないことやアクセス道路から奥にあること等から、子育て関連施設と連携した地域子育てセンターとしての機能をうまく果たせていない

状況にある。

このような状況を踏まえ、板倉町の「総合計画」（計画期間：令和２年度～令和９年度）の一部を構成する「後期基本計画」（計画期間：令和６年度～令和９年度）（令和６年３月策定）では、「子育て支援の充実」の施策の一環として「保護者の多様化する子育てニーズに対応できるよう、町立保育園、児童館の充実を図る」ことが掲げられ、同様に「総合計画」の一部を構成する「実施計画」では、「後期基本計画」を受けて「町立保育園施設と児童館施設を一体的に整備し、子育て支援拠点として機能の充実を図る」こととされている。この施策の方針は、「板倉町総合計画後期基本計画」を踏まえて計画された「第２次板倉町地域福祉計画・板倉町地域福祉活動計画」（令和７年３月策定）及び「第３期板倉町子ども・子育て支援事業計画」（令和７年３月策定）においても掲げられており、本件事業は、これらの計画に基づいて行うものである。

本件事業の完成により、地域の子育て支援施設の中核を担う拠点として、多様化する子育てニーズに対応できる公立保育園及び公立児童館が充実し、園児の安全を確保した保育の実施及び児童の健全育成の推進に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ　失われる利益

本件事業は、群馬県環境影響評価条例（平成１１年群馬県条例第１９号）第２条第４項に規定する対象事業ではないが、生活環境に関しては、工事期間中は、低騒音・低振動の建設機械及び工法を選択して、周辺環境への影響を抑制することとしている。

本件事業の施行区域内及びその周辺地に生息する希少な動植物に与える影響については、群馬県環境森林部自然環境課によれば、施行区域内及びその周辺地では、約１４種の希少野生動植物の生息及び生育が確認されている旨の報告がされているが、起業者は、希少野生動植物の生息及び生育が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、起業地は、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在しているが、起業者は、今後、板倉町教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

ウ　事業計画の合理性

本件事業は、「板倉町総合計画後期基本計画」、「第２次板倉町地域福祉計画・板倉町地域福祉活動計画」及び「第３期板倉町子ども・子育て支援事業計画」に則するものであると認められる。

本件事業の起業地の選定に当たっては、子育て支援の拠点性や交通の利便性、防災性、経済性等の観点から候補地として、起業地を現板倉保育園の周辺とする案、現北保育園の周辺とする案、現児童館の周辺とする案、板倉町役場駐車場の西側とする案（以下「申請案」という。）及び板倉町が管理する「さくらトイレ」の東側とする案の５案による比較検討が行われている。

５案を比較すると、申請案は、起業地が浸水区域内にあるが、周辺に小学校や保健センター等の子育て関連施設があり、子育て支援の拠点としての機能が効果的に発揮されること、本件事業が完成するまでの間、既存施設の利用が可能であり、仮施設が不要であること、必要な規模の面積の確保が可能であること、また、市街化調整区域にあるため用地取得費が抑えられ、土地の高低差が比較的小さいため造成費も抑えられること等から、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

エ　以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られ

る公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第２０条第３号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第２０条第４号の要件への適合性

ア　事業を早期に施行する必要性

上記(3)アのとおり、現板倉保育園、現北保育園及び現児童館は、いずれも築５０年以上が経過し、耐震性の不足や設備の老朽化といった課題を抱えているほか、現板倉保育園及び現北保育園では、深刻な保育士不足により、多様化する保育ニーズへの対応や効率的な保育園の運営に支障が生じている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ　したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第２０条第４号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第２０条各号の要件を全て充足すると判断される。

■ 公　　告

安中都市計画道路について、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第１項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和８年１１月２０日

群馬県知事　山　本　一　太

1　都市計画道路中３・４・８号磯部駅前通線、３・５・９号磯部妙義線及び３・４・１３号秋間幹線を廃止する。

2　都市計画道路中３・３・１号国道１８号線ほか２路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3･3･1	国道18号線	安中市板鼻字大門西	安中市安中四丁目字城下	安中市板鼻岩井中宿下の尻	約4,750m	地表式	４車線	25m	幹線街路と平面交差１箇所 幹線街路と立体交差１箇所 国鉄信越本線と立体交差１箇所	
	3･5･7	扇城下秋間線	安中市安中五丁目字城下	安中市下秋間字沼田	安中市安中字東台	約1,390m	地表式	２車線	12m	幹線街路と平面交差２箇所	
	3･5･16	磯部温泉郷原	安中市磯部三	安中市原市字	安中市郷原字	約1,710m	地表式	２車線	12m		

		線	丁目字佐々木新田	雲雀	東下毛山						

群馬県都市計画公聴会規則（昭和４５年群馬県規則第８５号）第２条第１項の規定により、安中都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和８年１１月２０日

群馬県知事　山　本　一　太

１　開催期日及び場所　令和８年１２月２１日（月）午後２時から　安中市役所中会議室１

２　作成しようとする都市計画の案　安中都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県安中土木事務所、安中市まちづくり部都市計画課及び松井田支所松井田振興課において、令和８年１１月２０日（金）から１２月４日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第１６号）第１条第１項に規定する休日を除く。）。）

３　公述の申出　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和８年１２月４日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒３７１－８５７０　前橋市大手町一丁目１番１号　群馬県県土整備部都市計画課

４　公述人の選定　公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。

なお、公述時間は、１０分以内とする。

５　その他　公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の１週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県安中土木事務所、安中市まちづくり部都市計画課、松井田支所松井田振興課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。

６　公聴会の問合せ先　群馬県県土整備部都市計画課　電話０２７－２２６－３６５４

別記様式

安中都市計画道路の変更（３・４・８号磯部駅前通線ほか５路線の変更）に関する公述申出書

年　月　日

群馬県知事　山本　一太　あて

令和８年１１月２０日付け群馬県報に登載された安中都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

１　公述申出人　住所　電話番号

氏名　年齢　職業

２　都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）

３　意見の要旨（別紙のとおり）

「意見の要旨」作成上の注意

Ａ４判４００字詰め原稿用紙１枚程度とし、横書きとすること。

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第２項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為

に関する工事が完了した旨を公告する。

令和８年１１月２０日

群馬県知事　山　本　一　太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	吾妻郡草津町大字草津字白根４６４－３５、４６４－４５５、４６４－１５７０、４６４－１５７３、４６４－１５７４、４６４－１５７５、乙５２１の一部	東京都渋谷区道玄坂一丁目２１番１号 東急不動産株式会社　代表取締役　田中辰明

毎週火、金曜日発行

発　行　群　馬　県

群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

電話　027-223-1111